

CT・MRI等の対象医療機器を設置・更新される医療機関の方へ

東京都では、令和2年3月に都の外来医療に係る医療提供体制確保の方策を定めた「東京都外来医療計画」を策定しました。本計画においては、医療機器の共同利用について、二次保健医療圏ごとに医療機器の共同利用方針を定めています。

医療機器の共同利用の推進に向け、CT・MRI等の対象医療機器を設置・更新される医療機関の皆様には、共同利用方針をご理解いただくとともに、「医療機器共同利用計画書」をご提出いただくことといたしましたので、ご協力をお願いします。

なお、ご提出いただきました計画書の内容については、該当圏域の「地域医療構想調整会議」において公表するとともに、共同利用を行わない場合は、その理由についても確認することとします。

「東京都外来医療計画（令和2年3月策定）」

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/kanren/gairaikeikaku.html

（東京都保健医療局 HP > 医療政策 > 医療・保健施策 > 東京都保健医療計画関連事項 > 東京都外来医療計画）

- | | |
|--------|--|
| 1 対象 | 下記の医療機器を設置・更新する病院及び診療所（※歯科診療所を除く）
【対象医療機器】
①CT②MRI③PET（PET-CT含む）
④放射線治療装置（リニアック・ガンマナイフ等）⑤マンモグラフィ |
| 2 提出書類 | 都の所定様式「医療機器共同利用計画書」 1部
様式は、 <u>上記のページからダウンロードすることができます。</u> |
| 3 提出期限 | 設置より概ね1か月以内に提出をお願いします |
| 4 提出方法 | 電子メールに様式を添付して提出
(メールの件名には「 <u>(医療機関名) 医療機器共同利用計画書の提出について</u> 」とご記入ください。) |
| 5 提出先 | 保健医療局医療政策部医療政策課保健医療計画担当 宛
E-mail : S1150401@section.metro.tokyo.jp |

【問い合わせ先】

東京都 保健医療局 医療政策部 医療政策課 保健医療計画担当
新宿区西新宿2丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 28階南側
電話番号：03-5320-4424、4425（ダイヤルイン）